

第92期定時株主総会招集ご通知

日 時	2026年6月25日(木曜日) 午前10時（受付開始予定：午前9時）
場 所	東京都昭島市つつじが丘一丁目1番109号 フォスター電機株式会社 1階大ホール

目次	
第92期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員に対する株式報酬制度に係る報酬枠設定の件	
事業報告	41
1. 企業集団の現況に関する事項	
2. 会社の株式に関する事項	
3. 会社役員に関する事項	
4. 会計監査人の状況	
連結計算書類	58
計算書類	60
監査報告書	62

フォスター電機株式会社

〈証券コード 6794〉

2026年6月3日

株 主 各 位

東京都昭島市つつじが丘一丁目1番109号

フォスター電機株式会社

代表取締役社長CEO 岸 和 宏

第92期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第92期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

■ 当社ウェブサイト

<https://www.foster.co.jp/investors/shareholder-info/meeting.html>



■ 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「フォスター電機」または「コード」に当社証券コード「6794」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

■ 株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6794/teiiji/>



議決権行使につきましては、インターネット等または書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、5頁から6頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年6月24日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後5時15分）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都昭島市つつじが丘一丁目1番109号
フォスター電機株式会社 1階大ホール

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項**
- 1 第92期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第92期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員に対する株式報酬制度に係る報酬枠設定の件

4. その他

- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する株主1名を代理人として本株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3) 当日、当社役職員はノーネクタイの軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承ください。
- (4) 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ・事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、当該書面に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計

算書類及び計算書類の一部であります。

- (5) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトはその旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

以 上

ライブ配信についてのご案内

当日株主総会会場にご来場されない株主様も、株主総会の様子をご覧いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

ライブ配信では議決権の行使や質問、動議を行うことはできません。
インターネット等・書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

以下のウェブサイトからご視聴ください。

配信日時	2026年6月25日（木曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで 配信ページは、株主総会開始30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。
ライブ配信URL	https://www.virtual-sr.jp/users/foster2026/login.aspx 
株主ID	議決権行使書用紙に記載の9桁の株主番号 ※ 議決権行使書用紙を投函される前に必ずお手元にお控えください。
ライブ配信パスワード	株主様に郵送している「招集ご通知」（冊子）をご確認ください。

ご留意事項

- ・ご視聴は、株主様ご本人に限定させていただきます。
- ・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- ・当社ウェブサイトやライブ配信をご視聴いただくための通信料につきましては、各個人のご負担となります。
- ・快適にご視聴いただくために、スマートフォンやタブレットでのご視聴は、Wi-Fi環境を推奨いたします。
- ・撮影は会場後方からのみ行い、ご出席株主様の容姿は映らないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。また、総会会場でご質問、ご発言される株主様の音声はライブ配信されます。あらかじめご了承ください。
- ・撮影、録画、録音、保存及びSNS等での公開はご遠慮ください。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.foster.co.jp/>）にてお知らせいたします。
- ・本定時株主総会の一部を当社ウェブサイトで事後配信いたします。ご視聴の際は、上記ライブ配信パスワードが必要となります。

ライブ配信の画面操作、視聴不具合等に関するお問い合わせ先

T E L：042-546-2305

受付時間：平日9：00～12：00、13：30～17：00

ただし、株主総会当日は9：30～株主総会終了時刻まで

※視聴不具合等に関するお問い合わせとなります。

それ以外のお問い合わせに関しては、お答えしかねますのであらかじめご了承ください。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2026年 6 月25日 (木曜日) 午前10時 (受付開始予定：午前9時)

場所 東京都昭島市つつじが丘一丁目1番109号
フォスター電機株式会社 1階大ホール

インターネット等で議決権を行使される場合



次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 2026年 6 月24日 (水曜日) 午後5時15分まで

同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

- ① インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効とします。また、インターネット等により複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- ② パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- ③ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2026年 6 月24日 (水曜日) 午後5時15分到着分まで

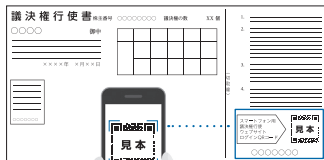
議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

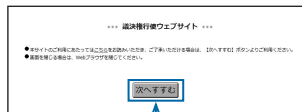
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

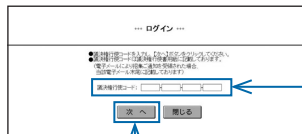
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

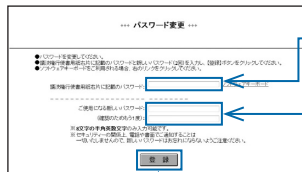
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、企業価値の向上を経営課題としつつ、得られた利益について成長投資・株主還元等のバランスを意識した配分を行い、総合的に株主利益の向上を図ることを基本方針といたしております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績及び経営環境等を総合的に勘案しつつ、株主の皆様のご支援にお応えするため、1株当たり45円といたしたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、中間配当金1株当たり35円と合わせて、1株当たり80円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金	45円	総額	1,020,357,315円
--------------	-----	----	----------------

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年6月26日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することや、監査等委員会の意見陳述権の行使等により、取締役会に対する監査・監督機能の強化を図るほか、取締役会の適切な監督のもとで、経営の意思決定及び執行の更なる迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。なお、本定款変更の効力は、本総会の終結の時をもって生じることといたしたいと存じます。

(下線部分は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条 <条文省略> (機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第1章 総則 第1条～第3条 <現行どおり> (機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削除> (3) <u>会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
第5条 <条文省略> 第2章 株式 第6条～第10条 <条文省略> 第3章 株主総会 第11条～第17条 <条文省略> 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は、12名以内とする。 <新設> (取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 ② <条文省略> ③ <条文省略> <新設>	第5条 <現行どおり> 第2章 株式 第6条～第10条 <現行どおり> 第3章 株主総会 第11条～第17条 <現行どおり> 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。 <u>②当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> (取締役の選任) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> ② <現行どおり> ③ <現行どおり> <u>④監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 ＜新設＞ ＜新設＞	(取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②増員または補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。 ③監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ④任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、前条4項により選任された補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。
(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長を各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名定めることができる。	(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役社長を各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名定めることができる。

現 行 定 款	変 更 案
第22条 <条文省略> (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議方法等) 第24条 <条文省略> ②当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u> <新設> (取締役会規則) 第25条 <条文省略>	第22条 <現行どおり> (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議方法等) 第24条 <現行どおり> ②当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において</u>、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> (取締役会規則) 第26条 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任限定契約) 第27条 <条文省略> 第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。 (監査役の選任) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ④補欠監査役の選任決議の定足数は、本条第2項を準用する。 ⑤補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議により短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。	(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任限定契約) 第28条 <現行どおり> 第5章 監査等委員会 <削除> <削除>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の任期)</u> <u>第30条</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u>	<削除>
<u>(常勤の監査役)</u> <u>第31条</u> <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u>	<削除>
<u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第32条</u> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	<削除>
<u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第33条</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	<削除>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役会規則)</u> <u>第34条</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	<削除>
<u>(監査役の報酬等)</u> <u>第35条</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	<削除>
<u>(監査役の責任限定契約)</u> <u>第36条</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>	<削除>
<新設>	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第29条</u> <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
<新設>	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第30条</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<新設> 第6章 計算 第<u>37</u>条～第<u>39</u>条 <条文省略>	(<u>監査等委員会規則</u>) 第<u>31</u>条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u> 第6章 計算 第<u>32</u>条～第<u>34</u>条 <現行どおり>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役8名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者については、指名諮問委員会における審議を経て取締役会において決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	性 別	属 性	取締役会出席率 (出席状況)	就任 年数
1	 かし 和 宏	男性	再任	100% (12回中12回)	17年
2	 もち づき あき ひと 望 月 昭 人	男性	再任	100% (12回中12回)	3年
3	 み うら ひろ き 三 浦 広 貴	男性	再任	100% (12回中12回)	5年
4	 かな い なお き 金 井 直 樹	男性	再任	100% (12回中12回)	2年
5	 ちゅう じょう かおる 中 条 薫	女性	再任 社外 独立	100% (12回中12回)	5年
6	 え づれ よし と 江 連 淑 人	男性	再任 社外 独立	100% (10回中10回)	1年
7	 もん でん やす と 門 田 泰 人	男性	新任 社外	—	—
8	 キム ジ スー 金 智 寿	男性	新任 社外 独立	—	—

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	 きし かずひろ 岸 和宏 （1964年3月7日生） 再任 男性 取締役会出席率 100%（12回中12回）	1986年 3月 当社入社 2002年10月 当社IT機器本部営業部次長 2003年 4月 当社IT機器本部営業部長 2004年 4月 当社営業本部第2営業部長 2006年 2月 当社執行役員 HP本部副本部長 2007年 2月 当社執行役員 HP事業本部副本部長 2008年12月 当社執行役員 モバイルオーディオ事業本部副本部長 2009年 6月 当社取締役 モバイルオーディオ事業本部副本部長 2010年 6月 当社取締役 モバイルオーディオ事業本部長代行 2011年 4月 当社取締役 営業本部長 2013年 4月 当社取締役 MA事業本部長 2014年 6月 当社常務取締役 MA事業本部長 2017年 4月 当社常務取締役 新規事業開発本部長 兼 営業統括 2019年 8月 当社常務取締役 営業本部長 兼 営業統括 2020年 4月 当社常務取締役 営業本部長 兼 営業統括 兼 米州担当 2023年 6月 当社代表取締役社長CEO（現任）	78,414株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年営業部門の責任者を務め、当社グループの営業を統括しパートナー戦略を推進しております。また、8年間にわたる米国勤務時に大手顧客を開拓する等により現在のモバイルオーディオ事業の礎を築いたのをはじめ、新規事業の構築・発展にも尽力し、企業価値向上に貢献しております。これら営業を主とする豊富な経験と見識により、取締役会の機能向上にも貢献しております。以上の理由から、当社の持続的な成長及び企業価値向上の実現に適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	 もちづき あきひと 望月 昭人 (1966年2月19日生) 再任 男性 ■取締役会出席率 100%（12回中12回）	1988年 4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2003年 3月 株式会社みずほ銀行 神田支店副支店長 2006年 1月 同行 経営企画部次長 2010年10月 同行 甲府支店長 2013年 4月 株式会社みずほ銀行 兼 株式会社みずほコーポレート銀行e-ビジネス営業部長 2013年11月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 兼 株式会社みずほ銀行コンプライアンス推進部第一部長 2015年 4月 同 企画管理部長 2017年 4月 同 執行役員企画管理部長 2018年 4月 同 常務執行役員/全国銀行協会企画委員長 2019年 4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 兼 株式会社みずほ銀行 兼 みずほ信託銀行株式会社 常務執行役員/内部監査グループ長 2020年 4月 株式会社みずほ銀行 理事 2020年 6月 みずほ総合研究所株式会社 常勤監査役 2021年 4月 株式会社みずほ銀行 理事 2021年 5月 当社顧問 2021年 7月 当社上席執行役員 グローバルコーポレートサポート本部長 2021年10月 当社上席執行役員 グローバルコーポレートサポート本部長 兼 経営管理本部長 2022年 4月 当社上席執行役員CFO グローバルコーポレートサポート本部長 2023年 6月 当社常務取締役CFO グローバルコーポレートサポート本部長 2024年 4月 当社取締役副社長CFO グローバルコーポレートサポート本部長（現任）	45,722株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、金融機関で培った経験を活かしCFO（最高財務責任者）の立場としてコーポレート部門の高度化を図るなど企業価値向上に貢献しております。また、CFOとして財務視点での経営課題抽出・対応はもとより、コーポレートガバナンス体制の強化に尽力するなど取締役会の機能向上に貢献できると判断しております。以上の理由から、当社の持続的成長及び企業価値向上の実現に適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	 みうら ひろき 三浦 広貴 (1963年 3月17日生) 再任 男性 ■取締役会出席率 100%（12回中12回）	1985年 4月 当社入社 2003年 4月 当社CAR機器本部技術部次長 2006年 2月 当社SP本部第2技術部長 2008年 5月 フォスターエレクトリックCo.,（ホンコン）Ltd. 取締役 2010年 7月 当社モバイルオーディオ事業本部副本部長 2011年 4月 当社技術本部副本部長 2013年 1月 当社品質保証センター副センター長 兼 MA品質保証部長 2013年10月 フォスターエレクトリック（ベトナム）Co., Ltd. General Director 2014年11月 フォスターエレクトリック（ベトナム）Co., Ltd. Chairman 兼 General Director 2018年 6月 当社SP事業本部副本部長/マイスター 2018年10月 当社SP事業本部副本部長 兼 技術統括 2019年 4月 当社執行役員 SP事業本部副本部長 兼 技術統括/フェロー 2019年 8月 当社執行役員 技術本部長 兼 技術統括/フェロー 2021年 6月 当社取締役 技術本部長 兼 技術統括/フェロー 2023年 6月 当社常務取締役 技術本部長/フェロー 2024年 4月 当社専務取締役 技術本部長/フェロー（現任）	32,116株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年技術部門に関わり、当社グループの技術・開発体制を統括し、企業価値向上に貢献しております。また、米国、中国及びベトナムでの豊富な海外経験と見識により、取締役会の機能向上への貢献が期待できます。以上の理由から、当社の持続的な成長及び企業価値向上の実現に適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	 かない なおき 金井 直樹 (1962年11月1日生) 再任 男性 ■取締役会出席率 100% (12回中12回)	1986年 3月 当社入社 2002年 9月 フォスターエレクトリックCo., (ホンコン) Ltd. 営業部第1 営業部長 2006年11月 当社管理本部経営企画室ベトナムプロジェクト 2007年 4月 フォスターエレクトリック (ベトナム) Co., Ltd. 生産管理部長 2008年 4月 フォスターエレクトリック (ベトナム) Co., Ltd. 取締役工場長 2011年 1月 フォスターエレクトリック (ベトナム) Co., Ltd. General Director 2012年 4月 フォスターエレクトリック (ベトナム) Co., Ltd. Chairman 兼 General Director 2014年11月 当社製造本部副本部長 2015年 3月 当社製造本部副本部長 兼 製造技術部長 2017年 4月 当社執行役員 製造本部副本部長 兼 製造統括部長 2018年 4月 当社執行役員 製造本部長 2018年10月 当社執行役員 製造本部長 兼 製造統括補佐 2022年 4月 当社上席執行役員 製造本部長 兼 製造統括 2023年 6月 当社上席執行役員 製造本部長 2024年 6月 当社取締役 製造本部長 (現任)	26,905株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年製造部門に関わり、当社グループの製造体制を統括し、企業価値向上に貢献しております。また、香港及びベトナムでの豊富な海外経験と見識により、取締役会の機能向上への貢献が期待できます。以上の理由から、当社の持続的な成長及び企業価値向上の実現に適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	 ちゅうじょう かおる 中 条 薫 (1960年11月15日生)	1983年 4月 富士通株式会社入社	0株
		2000年 3月 株式会社富士通米国研究所 IP Networking Research Senior Researcher	
		2009年12月 富士通株式会社モバイルフォン事業本部先行開発統括部統括部長	
		2013年 6月 同社ユビキタスビジネス戦略本部先進開発統括部統括部長	
		2016年 2月 同社ユビキタスIoT事業本部本部長代理	
		2017年 4月 同社AIサービス事業本部本部長	
		2019年 7月 同社ソフトウェア事業本部エグゼクティブディレクター AIアライアンス担当	
		2020年12月 株式会社SoW Insight設立 代表取締役社長（現任）	
		2021年 6月 伊藤忠食品株式会社 社外取締役（現任）	
		2021年 6月 当社社外取締役（現任）	
		2022年 4月 UBE三菱セメント株式会社 社外取締役（現任）	
	（重要な兼職の状況） 株式会社SoW Insight 代表取締役社長 伊藤忠食品株式会社 社外取締役 UBE三菱セメント株式会社 社外取締役		
	■取締役会出席率 100%（12回中12回）		

再任 社外 独立

女性

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

同氏は、前職でAI事業の本部長としてDXを推進し、また現職でDE&Iのコンサルティングを提供しているなど当社が今後強化すべき分野における専門的な知見を有しており、取締役会における経営の監督とチェック機能向上に貢献しております。以上の理由から、当社の持続的な成長及び企業価値向上の実現に適切な人財と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が社外取締役に選任された場合、上記の専門的な知見を活かして当社の業務執行の監督及び提言していただくこと並びに指名諮問委員会・報酬諮問委員会のメンバーとして当社の適正なガバナンスの維持・向上に寄与していただくことを期待しております。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行されるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数	
6	 えづれ よしと 江連 淑人 (1959年 7月11日生) 再任 社外 独立 男性 ■取締役会出席率 100%（10回中10回）	1982年 4月 ソニー株式会社入社 1992年 4月 Sony Hellas S.A. Managing Director 2000年 4月 ソニー株式会社 CNCネットワークカンパニー リチウムイオン事業部長 2004年 3月 Sony Logistics of America,President 2007年 1月 Sony Latin America, Inc.President 2010年 6月 ソニーサプライチェーンソリューション株式会社 代表取締役社長 2012年 6月 ソニー株式会社 業務執行役員 SVP物流本部長 2014年 1月 同社執行役員 ビジネスエグゼクティブ デバイスソリューション事業本部 エナジー事業部長 2015年 1月 ソニーエナジーデバイス株式会社 代表取締役社長 2017年 9月 株式会社村田製作所 執行役員 モジュール事業本部 エナジーデバイス事業部長 2019年 4月 メタウォーター株式会社 執行役員 海外事業本部 副本部長 2024年 4月 同社エグゼクティブアドバイザー 2024年 6月 学校法人国際基督教大学 理事（現任） 2025年 6月 当社社外取締役（現任）	1,300株	
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、音響関連のグローバル企業で積み上げた経営経験、海外事業経験から企業経営者としての豊富な業界専門知識と知見を有していることから、当社の持続的な成長及び企業価値向上の実現に適切な人財と判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が社外取締役に選任された場合、上記の専門的な知見を活かして当社の業務執行の監督並びに提言していただくこと及び指名諮問委員会・報酬諮問委員会のメンバーとして当社の適正なガバナンスの維持・向上に寄与していただくことを期待しております。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行されるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	 もんでん やす と 門田 泰人 (1975年1月7日生) 新任 社外 男性	2000年 7月 UBSウォーバーグ証券会社（現UBS証券株式会社）入社	0株
		2004年 1月 UBS Limited, Investment Banking, EMEA（Europe, Middle East & Africa（在ロンドン））	
		2006年10月 UBS証券会社 投資銀行本部	
		2010年 1月 ドイツ証券株式会社 投資銀行法人本部	
		2011年 1月 同社投資銀行統括本部資本財・化学セクターカバレッジ統括	
		2012年 6月 株式会社アスリード・アドバイザー 代表取締役社長	
		2015年 9月 株式会社ローン・スター・ジャパン・アクイジションズ マネージング・ディレクター	
		2017年 5月 同社取締役事業投資管掌	
		2019年11月 Aslead Capital Pte. Ltd. Co-Founder 兼 Managing Director	
		2022年12月 Swiss-Asia Financial Services Pte. Ltd. 最高投資責任者	
2025年 6月 東京コスモス電機株式会社 代表取締役社長 兼 取締役会議長（現任）			
2025年 7月 Axiom Capital Pte. Ltd. CEO 兼 CIO（現任）			
		（重要な兼職の状況） 東京コスモス電機株式会社 代表取締役社長 兼 取締役会議長 Axiom Capital Pte. Ltd. CEO 兼 CIO	
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
同氏は、複数の外資系投資銀行や米系大手投資会社での勤務経験があり、現在も投資運用会社の最高投資責任者として国内外の企業に対する投資をリードしており、経営や財務に関する豊富な知見、グローバル資本市場やESGに関する幅広い知見を有していることから、当社の持続的な成長及び企業価値向上の実現に適切な人財と判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が社外取締役に選任された場合、上記の専門的な知見を活かして当社の業務執行の監督並びに提言していただくこと及び指名諮問委員会・報酬諮問委員会のメンバーとして当社の適正なガバナンスの維持・向上に寄与していただくことを期待しております。なお、同氏は当社株主の運用者であるAxiom Capital Pte. Ltd.の最高経営責任者であることから、株主と取締役間の実質的な利益相反を避けるため、当社社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に選任された場合であっても、当社からの役員報酬は一切辞退いたします。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	 キム ジスー 金 智寿 (1963年10月18日生) 新任 社外 独立 男性	1991年 5月 Watson Farley & Williams 法律事務所（ニューヨーク）弁護士 1994年 1月 Yoon & Partners 法律事務所（ソウル）弁護士 1995年 4月 Davis Polk & Wardwell 法律事務所（東京）弁護士 1997年 5月 Morgan Stanley 証券会社東京支店 社内弁護士 法務部Vice President 2000年 4月 同社 投資銀行部（IBD） Vice President 2003年 4月 GE Capital, アジア不動産投資部門法務責任者 2007年 1月 株式会社ファーストリテイリング執行役員（海外M&A 担当） 2008年 5月 ユニクロ・フランス社長兼代表取締役 2009年10月 CLSA Capital Partners, プライベートエクイティ部門COO 2015年 4月 同社 マネジング・ディレクター（事業開発部門） 2016年10月 ユルチョン法律事務所（ソウル）シニアアドバイザー 2021年 1月 Waara株式会社（東京）執行役員 2021年 1月 SK On（韓国SKグループ）EV Battery子会社アドバイザー 2022年10月 UnaBiz（台湾）グローバル法務・リスク管理担当責任者（役員） 2025年 1月 ASPIRE Inc.（韓国） 創業者・CEO（現任） （重要な兼職の状況） ASPIRE Inc.（韓国） 創業者・CEO	0株
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、米国・英国系法律事務所での弁護士キャリアを起点に、海外の証券会社・事業会社での経験や韓国大手法律事務所での豊富な経験のほか、現職でM&Aアドバイザー会社を経営しているなど、当社が今後強化すべき分野における専門的な知見を有していることから、当社の持続的な成長及び企業価値向上の実現に適切な人財と判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。 また、同氏が社外取締役に選任された場合、上記の専門的な知見を活かして当社の業務執行の監督並びに提言していただくこと及び指名諮問委員会・報酬諮問委員会のメンバーとして当社の適正なガバナンスの維持・向上に寄与していただくことを期待しております。	

(注) 1. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中条 薫氏、江連淑人氏、門田泰人氏及び金 智寿氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中条 薫氏及び江連淑人氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって中条 薫氏が5年、江連淑人氏が1年となります。
4. 責任限定契約について
当社は、中条 薫氏及び江連淑人氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。また、門田泰人氏、金 智寿氏の選任が承認された場合には、当社は両氏との間で同契約を締結する予定であります。
なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度にいたします。

5. 当社は、岸 和宏氏、望月昭人氏、三浦広貴氏、金井直樹氏、中条 薫氏及び江連淑人氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約の内容は、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償するものであり、各候補者の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、門田泰人氏、金 智寿氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
6. 当社は、取締役全員が被保険者に含まれる、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2026年7月1日に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 当社は、中条 薫氏及び江連淑人氏を東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に指定しており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、金 智寿氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
8. 当社の独立性判断基準
当社は、会社法の社外要件と東京証券取引所の独立性基準の双方に基づいて独立社外役員の独立性を判断しています。また、社外役員の資質として、当社の企業価値向上のために建設的な助言ができる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	性 別	属 性	取締役会出席率 (出席状況)	監査役会出席率 (出席状況)	就任 年数
1	 た な か たつ ひと 田 中 達 人	男性	新任	100% (12回中12回)	100% (9回中9回)	—
2	 き もと さと こ 木 本 聡 子	女性	新任 社外 独立	100% (12回中12回)	100% (9回中9回)	—
3	 おお うえ あ い こ 大 上 有衣子	女性	新任 社外 独立	100% (12回中12回)	100% (9回中9回)	—
4	 の むら ゆ き こ 野 村 有季子	女性	新任 社外 独立	100% (10回中10回)	100% (6回中6回)	—
新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員						

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	 たなか たつひと 田中 達人 (1964年2月5日生) 新任 男性 ■取締役会出席率 100%（12回中12回） ■監査役会出席率 100%（9回中9回）	1991年10月 プライスウォーターハウス青山監査法人入所 1998年10月 プライスウォーターハウスクーパースホーチミン事務所出向 2000年 7月 プライスウォーターハウスクーパースバンコク事務所出向 2002年 7月 プライスウォーターハウスクーパース北京事務所出向 2003年11月 プライスウォーターハウスクーパース中央青山監査法人帰任（監査第一部） 2005年 4月 ソフトバンク株式会社入社（業務監査室） 2007年 4月 プライスウォーターハウスクーパースあらた監査法人入所（内部統制アドバイザー部） 2011年10月 田中達人公認会計士事務所開設（現任） 2011年10月 当社入社 2014年 4月 当社執行役員 管理本部長 2017年 1月 当社執行役員 経営管理本部長 2018年 6月 当社上席執行役員 経営管理本部長 2021年10月 当社上席執行役員 フォスター エレクトリック(ユー.エス.エー), Inc. アドバイザー 2023年 4月 当社上席執行役員 2023年 6月 当社常勤監査役（現任） （重要な兼職の状況） 田中達人公認会計士事務所所長	6,387株
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 同氏は、公認会計士として豊富な経験と相当の知見を有し、コーポレート部門や内部監査体制の強化に貢献してきました。監査・監督機能の強化においてグローバル視点で実効性の高い監査・監督が期待できると判断し、監査等委員である取締役に選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	 きもと さとこ 木本 聡子 (1960年4月12日生) 新任 社外 独立 女性 ■取締役会出席率 100%（12回中12回） ■監査役会出席率 100%（9回中9回）	1983年 4月 国税庁調査査察部調査課入庁 2007年 7月 関東信越国税局課税第一部長 2008年 7月 仙台国税局総務部長 2010年 7月 国税庁課税部課税総括課消費税室長 2011年 7月 国税庁長官官房企画課情報技術室長 2014年 7月 独立行政法人国立印刷局理事 2018年 7月 名古屋国税不服審判所長 2020年 4月 千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科客員教授 2020年 6月 当社社外監査役 2021年 6月 当社常勤社外監査役 2025年 6月 当社社外監査役（現任）	600株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、長年にわたり税務行政に携わり税務や財務、会計に関する相当の知見と経験を有しております。また、当社において常勤監査役を4年間務めた経験を有していることから、より実効性の高い監査・監督機能が期待できると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、当社は上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	 おおうえ あいこ 大上 有衣子 (1975年8月23日生) 新任社外独立 女性 ■取締役会出席率 100%（12回中12回） ■監査役会出席率 100%（9回中9回）	2017年 1月 弁護士登録 2017年 1月 中本総合法律事務所所属 2017年 4月 内閣府公益認定等委員会事務局政調調査員 2020年 1月 有限会社カイカイキキ入社 2020年 5月 株式会社柿安本店社外取締役（現任） 2022年 1月 中本総合法律事務所復職 2022年 6月 ソースネクスト株式会社 社外取締役（現任） 2022年 6月 当社社外監査役（現任） 2023年 1月 JLX PARTNERS法律事務所・外国法共同事業所 所属（現任） (重要な兼職の状況) JLX PARTNERS法律事務所・外国法共同事業所 株式会社柿安本店 社外取締役 ソースネクスト株式会社 社外取締役	8,300株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、弁護士として、法律分野、コーポレートガバナンスに関する豊富な経験と相当の知見を有し、また企業内弁護士としての経験を併せ持つことから、より実効性の高い監査・監督が期待できると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、当社は上記理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行されるものと判断しています。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	 のむら ゆきこ 野村 有季子 (1969年12月24日生)	1994年 4月 ハイアットリージェンシーオーサカ株式会社入社 2002年 10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2006年 4月 公認会計士 登録 2008年 10月 KPMG LLP Hong Kong事務所出向 2013年 10月 フィリップモリスジャパン（合同）入社 2014年 6月 株式会社マネースクエアHD 社外監査役 2021年 4月 長瀬産業株式会社入社 2022年 3月 株式会社ワンキャリア 社外取締役（監査等委員） 2023年 11月 ユーピーアール株式会社 社外取締役（現任） 2025年 6月 当社社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) ユーピーアール株式会社 社外取締役	0 株
	新任 社外 独立 女性		
	■取締役会出席率 100%（10回中10回） ■監査役会出席率 100%（6回中6回）		
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、多国籍企業の日本法人において財務及び内部統制の責任者を歴任し、グローバル規模でのプロジェクト遂行や、ガバナンスの観点から経営課題の解決及び経営基盤の強化に携わった豊富な経験を有しております。また、公認会計士として国内外の監査業務やIPO支援に精通しているほか、上場企業の社外取締役として、経営の監督と意思決定プロセスに深く関与しております。その高い専門性と経営的視点により、実効性の高い監査・監督が期待できると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、当社は上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木本聡子氏、大上有衣子氏及び野村有季子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 木本聡子氏、大上有衣子氏及び野村有季子氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって木本聡子氏が6年、大上有衣子氏が4年、野村有季子氏が1年となります。
4. 野村有季子氏の戸籍上の氏名は馬場有季子であります。
5. 責任限定契約について
当社は、田中達人氏、木本聡子氏、大上有衣子氏及び野村有季子氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合には、当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。
なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度にいたします。
6. 当社は、田中達人氏、木本聡子氏、大上有衣子氏及び野村有季子氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約の内容は、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償するものであり、各候補者の選任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、取締役全員が被保険者に含まれる、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契

約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2026年7月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

8. 当社は、木本聡子氏、大上有衣子氏及び野村有季子氏を東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に指定しており、各氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
9. 当社の独立性判断基準
当社は、会社法の社外要件と東京証券取引所の独立性基準の双方に基づいて独立社外役員の独立性を判断しています。また、社外役員の資質として、当社の企業価値向上のために建設的な助言ができる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

《ご参考1》指名諮問委員会について

当社は、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とする指名諮問委員会を設置しております。

同委員会は、取締役及び執行役員の指名に関し、期待される要件を審議の上、候補者を推薦することで、取締役及び執行役員の選任の妥当性及び決定プロセスの透明性の確保に寄与しております。また、社外役員の独立性についても審議しております。

第3号議案及び第4号議案における候補者は、同委員会による審議を経ております。

《ご参考2》社外役員の独立性基準について

当社は、会社法の社外要件と東京証券取引所の独立性基準の双方に基づいて独立社外役員の独立性を判断しています。また、社外役員の資質として、当社の企業価値向上のために建設的な助言ができる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

取締役のスキルマトリックス

当社は、持続的な成長に向けた実効性のある企業統治体制を確立するため、幅広い事業経験及び多岐にわたる高度な専門性、知識を有する取締役を選任しております。

第3号議案及び第4号議案が原案どおりに承認可決された場合の取締役のスキルマトリックスは次のとおりです。

氏 名	企業経営	海外経験・グローバルビジネス	営業・マーケティング	モノづくり(生産・品質)	技術・開発	財務・会計・ファイナンス	法務・リスクマネジメント	環境含むサステナビリティ	IT・DX	業界知識
岸 和宏 きし かず ひろ	●	●	●					●		●
望月昭人 もち づき あき ひと	●	●	●			●	●	●	●	
三浦広貴 み うら ひろ き	●	●		●	●			●		●
金井直樹 かな い なお き	●	●	●	●				●		●
中条 薫 ちゅうじょう かおる	●	●			●			●	●	
江連淑人 え づれ よし と	●	●	●							●
門田泰人 もん でん やす と	●	●	●			●		●		●
金 智寿 キム ジ スー	●	●	●			●	●	●		
田中達人 た なか たつ ひと		●				●	●			●
木本聡子 き もと さと こ						●	●			
大上有衣子 おお うえ あ い こ						●	●			
野村有季子 の むら ゆ き こ		●	●			●	●		●	

【スキルマトリックス各項目の選定理由】

スキル項目	選定理由
企業経営	多岐にわたるビジネスにおける機会とリスクを評価・判断し、適切な投資等を通じて持続的成長を実現するため、様々な事業環境の変化に対応しうる豊富なマネジメント経験や、企業経営に関する確かな知識・経験・実績や他分野も含めた俯瞰的な視点等のスキルが必要である。
海外経験・グローバルビジネス	事業領域のグローバルな持続的拡大に向け、多様な価値観や文化への理解に基づく業務執行の適切な監督・推進をするため、その知識、経験が必要である。
営業・マーケティング	事業環境の変化や多様化する顧客ニーズの変化を的確に捉え、顧客視点に立った提案営業による付加価値提供により、顧客満足と持続的な企業価値向上を実現させるためには、マーケティング活動・営業戦略に関する知識、経験が必要である。
モノづくり (生産・品質)	付加価値の高い製品開発に加え、安心・安全な製品を安定供給するためには、生産・品質管理体制の構築が欠かせないことから、生産・品質管理における知識・経験が必要である。
技術・開発	先進技術を取り入れた安心・安全・快適性能をあわせ持つ高品質の製品を開発するためには、様々なイノベーションの推進実績や、技術・品質・環境分野での確かな知識・経験が必要である。
財務・会計・ファイナンス	強固な財務基盤を構築し、持続的な企業価値向上に向けた財務戦略を立案し実行するためには、財務・ファイナンス分野における確かな知識・経験が必要である。
法務・リスクマネジメント	持続的な企業価値向上の基盤である適切なガバナンス体制を確立するとともに、安心・安全な製品の安定的な開発・製造・供給を実現するためには、リスク管理やコーポレート・ガバナンス、法律の各分野における確かな知識・経験が必要である。
環境含むサステナビリティ	持続可能な社会の実現に向けて、ESG経営に基づきサステナビリティ活動を推進することで社会課題の解決を図るとともに、それを収益機会と捉え事業活動に組み込み持続的成長に繋げるためには、ESG・サステナビリティ分野での確かな知識や経験が必要である。
IT・DX	事業環境の変化に対応し、持続的な成長及び企業価値向上を図るには、全社的なDXの推進による事業や働き方の変革に加え、サイバー攻撃対策を含む情報インフラの整備に向けた先進情報技術の活用等も欠かせないことから、IT・DX分野における知識・経験が必要である。
業界知識	事業環境が大きく変化し、不確実性が高まる中、市場の変化を先取りした事業戦略を策定・推進し、持続的な企業価値向上を実現させるためには、業界に関する広範かつ深い知識・経験が必要である。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2006年6月22日開催の第72期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない）と定めることといたしたく存じます。

また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要（事業報告 3. 会社役員に関する事項 (5) 取締役及び監査役の報酬等参照）に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案の内容は、当該変更後の方針にも合致するものであり、また、報酬諮問委員会の答申、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当と判断しております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役は3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役は4名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額60百万円以内と定めることといたしたく存じます。

また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。なお、本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は4名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員 に対する株式報酬制度に係る報酬枠設定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2017年6月22日開催の第83期定時株主総会において当社の取締役及び執行役員（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「旧BBT制度」といいます。）の導入をご承認いただいております（以下、第83期定時株主総会における決議を「原々決議」といいます。）。また、2025年6月25日開催の第91期定時株主総会において、旧BBT制度に基づき設定されている信託（以下、「本信託」といいます。）への金銭の追加信託（以下、「旧BBT制度増枠」といいます。）を行うこと、旧BBT制度を一部改定し、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下、「本制度」といいます。）へ移行すること、旧BBT制度及び本制度に係る報酬枠を改定すること並びにその他所要の変更についてご承認をいただき（以下、第91期定時株主総会における決議を「原決議」といいます。）、今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役（社外取締役を除く。）の上記本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定することについて、ご承認をお願いするものです。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な本制度に係る報酬枠の内容は、2025年6月25日開催の第91期定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であります。原決議同様、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員（以下、「対象取締役等」といいます。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としていること、当社の報酬諮問委員会から、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本議案の内容は相当であるとの答申を得ていること、本制度は当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（事業報告 3. 会社役員に関する事項 (5) 取締役及び監査役の報酬等 ■取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項参照。なお、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬等の限度額（年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内））とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、断りがない限り同じとします。）に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。

本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる取締役は4名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が本信託を通じて取得され、対象取締役等に対して、当社が定める取締役等株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、対象取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として対象取締役等の退任時とします。対象取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、対象取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、対象取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該対象取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

(2) 本制度の対象者

当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役は、本制度の対象外とします。）及び執行役員（報酬諮問委員会により選定された者とします。）

(3) 信託期間

2017年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、取締役等株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、旧BBT制度及び本制度に基づき、株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を、本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。本信託の信託財産内に残存する当社株式及び金銭は、本議案の承認可決後、引き続き、旧BBT制度及び本制度に基づく給付の原資に充当することとします。

当社は、2026年3月末日で終了した事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく対象取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

（５）本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（４）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、対象取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（６）のとおり、１事業年度当たり80,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は240,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示します。

（６）対象取締役等に給付される当社株式等の数の上限

対象取締役等には、各事業年度に関して、取締役等株式給付規程に基づき役位を勘案して定まる数のポイントが付与されます。対象取締役等に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、80,000ポイント（うち取締役分として60,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。なお、対象取締役等に付与されるポイントは、下記（７）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。なお、取締役等に付与される１事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数600個の発行済株式総数に係る議決権数226,609個（2026年３月31日現在）に対する割合は約0.26％です。下記（７）の当社株式等の給付に当たり基準となる対象取締役等のポイント数は、原則として、下記（７）の受益権確定時までに当該対象取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（７）当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした対象取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（６）により定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、取締役等株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。なお、対象取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、対象取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記３．のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、対象取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該対象取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。また、ポイントの付与を受けた対象取締役等であっても、報酬諮問委員会が、対象取締役等としての職務の懈怠、その他法令違反行為（職務遂行上のものに限られない）があったと認める場合等は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の１株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、取締役等株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、取締役等株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、取締役等株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により対象取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3. 対象取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

対象取締役等が本制度に基づき、在任中に当社株式の給付を受ける場合、対象取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（対象取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において対象取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

対象取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社における役員たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

対象取締役等が、当社における役員たる地位の全てを正当な理由により退任又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その

他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容とします。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、米国の政権の政策変更や中国のレアアース輸出規制、加えて中東情勢等の地政学リスクや資源価格高騰による物価上昇等、先行きは不透明な状況が継続しました。

当社グループが注力する自動車関連市場は、米国の関税政策見直しにより、直接的な関税負担や間接的な需要動向への影響がありましたが、当社では、ロジスティクスの機動的な見直しや、顧客との丁寧な関税の転嫁交渉等、関税影響の極小化に努めました。

また、昨年4月より新たな中期事業計画をスタートさせ、「モビリティ関連ビジネス」と「コンシューマ関連ビジネス」の2つの成長戦略を掲げ、更なる成長の実現に向けた取り組みを行いました。主力となる「モビリティ関連ビジネス」においては、長年培ってきた車載向けスピーカの品質とグローバルな安定供給体制を強みとして、車載関連ビジネスの受注を増やすことに注力しました。

以上の結果、当期連結業績における売上高は134,910百万円（前期比2.0%減）、営業利益は7,670百万円（前期比12.9%増）、経常利益は8,002百万円（前期比3.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,951百万円（前期比26.9%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

スピーカ事業

ブランデッド・プレミアムレベルにフォーカスし、新たな顧客ベースを構築する販売戦略を推進しましたが、中国における一部の自動車メーカー向けのスピーカ販売が想定通り落ち込んだこと等により、売上高は111,869百万円（前期比2.3%減）となりました。一方損益面では、米国関税政策の影響を受けたものの、上記販売戦略推進に伴い利益率の高いスピーカ販売が増加したこと、また中国における一部の自動車メーカー向けのスピーカ販売の落ち込みによる減益影響が期初想定を下回ったこと等から、営業利益は6,522百万円（前期比2.5%増）となりました。

モバイルオーディオ事業

民生用アクチュエータや主要顧客向けイヤホン・イヤホンドライバの販売が計画を上回る出荷となった一方、車載用ヘッドホンやその他顧客への販売が伸び悩んだこと等から、売上高は12,469百万円（前期比3.3%減）となりました。一方損益面では、利益率の高い製品販売が好調だったこともあり、営業利益は672百万円（前期比4.9%増）となりました。

その他事業

小型音響部品事業、「フォステクス」ブランドの製品を含むその他事業は、接近通報音・警報音用スピーカの販売が堅調だったこと等から、売上高は10,572百万円（前期比3.7%増）となりました。損益面では、以前より取り組んできた構造改革の効果により利益体質が強化され、営業利益は475百万円（前期は営業損失207百万円）となりました。

(注) 上記セグメント別の売上高は、セグメント間取引消去後の数値で記載しています。

ス ピ ー カ 事 業	車載用スピーカ・スピーカシステム、テレビ用スピーカ等の製造・販売
モ バ イ ル オ ー デ ィ オ 事 業	ヘッドホン・ヘッドセット、イヤホンドライバおよび振動アクチュエータ等の製造・販売
そ の 他 事 業	接近通報音用スピーカ、車両緊急通報システム用スピーカ、「フォステクス」ブランド製品の製造・販売等

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当期中における設備投資額は6,804百万円で、主な投資は、ベトナムでの設備増強等です。これらの所要資金につきましては、自己資金、借入金をもって充当しました。

(3) 対処すべき課題

世界経済は、今後も不透明な状況が続くと見込まれます。中東情勢悪化や日中関係の緊張、また米国政権による政策変更・資源価格高騰等のインフレ・為替変動、中国経済減速等が複合的に絡み合う状況です。

当社グループが注力する自動車関連市場では、米国の関税政策の影響は収束に向かいつつも、中東情勢の影響による資源価格の高騰や半導体メモリーの供給懸念などあり、先行きも不透明な状況です。

このような状況下、当社は、車載ビジネスにおいて中期事業計画で掲げた成長戦略であるブランデッド・プレミアムレベルにフォーカスした販売戦略の推進等により、1台あたりの搭載製品数拡大と収益性向上に向けた取り組みを加速させます。

当社では、中期事業計画における財務目標として、売上高1,500億円・営業利益90億円・営業利益率6%・ROE8%を設定しましたが、この目標を達成させるため「成長戦略」によるビジネスの拡大と「コスト構造改革」による収益力の強化の両輪を回していきます。

具体的には、主に以下の方針のもと諸施策を実施します。

(基本方針)

中期事業計画加速の年

(方策)

1. 成長戦略の具現化と、その先に向けての積極的ビジネス拡大
2. 新製品・新技術への取り組み強化
3. 車載業務品質の徹底
4. コスト構造改革の推進
5. BESG 経営の推進

当社グループは、社是「誠実」を基盤に、卓越した音と振動のテクノロジーを通じて「豊かで快適な空間・楽しさ・喜び・安心安全を提供」し、持続可能な社会の実現に向けて従来の ESG に事業領域（B）を加えたBESG経営を実践することで、更なる企業価値の向上を目指します。

株主の皆様には、今後ともよろしくご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	2022年度 第 89 期	2023年度 第 90 期	2024年度 第 91 期	2025年度 第 92 期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	121,338	122,447	137,607	134,910
経 常 利 益 (百万円)	2,327	4,305	7,726	8,002
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	848	2,304	3,902	4,951
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	38.23	103.70	174.98	221.04
総 資 産 (百万円)	92,871	102,747	106,826	112,244
純 資 産 (百万円)	56,515	64,319	68,731	76,926
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	2,302.49	2,606.90	2,726.13	3,013.47

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	2022年度 第 89 期	2023年度 第 90 期	2024年度 第 91 期	2025年度 第 92 期 (当期)
売 上 高 (百万円)	51,576	55,394	58,133	60,106
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△904	825	1,140	3,800
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△1,016	470	1,064	2,506
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	△45.81	21.18	47.72	111.92
総 資 産 (百万円)	42,500	46,802	42,287	43,552
純 資 産 (百万円)	17,003	17,507	18,015	19,052
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	766.22	786.82	806.85	848.01

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出資比率(%)	主要な事業内容	所在地
フォスタービジネスサービス株式会社	百万円 10	100.0	物流事業及び派遣事業	東京都 昭島市
フォスター電子株式会社	百万円 10	100.0	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品等の販売	東京都 昭島市
フォスター エレクトリック(ベトナム)Co.,Ltd.	千米ドル 29,000	100.0	モバイルオーディオ製品等の製造	ベトナム
フォスター エレクトリック(ダナン)Co., Ltd.	千米ドル 2,446	(間接所有) 100.0	モバイルオーディオ製品の製造	ベトナム
フォスター エレクトリック(クアンガイ)Co.,Ltd.	千米ドル 9,000	(間接所有) 100.0	スピーカ部品の製造	ベトナム
フォスター エレクトリック(バクニン)Co.,Ltd.	千米ドル 8,000	(間接所有) 100.0	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品の製造	ベトナム
フォスター エレクトリック Co.,(ホンコン)Ltd.	千香港ドル 100,000	100.0	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品等の販売	中国 (香港)
広州豊達電機有限公司	千人民元 180,000	(間接所有) 100.0	中国国内へのスピーカ製品、モバイルオーディオ製品等の製造・販売	中国
豊達音響(河源)有限公司	千人民元 51,141	(間接所有) 100.0	スピーカ製品の製造	中国
广州富星電声科技股份有限公司	千人民元 7,844	(間接所有) 100.0	スピーカ製品、スピーカ部品等の製造・販売	中国
フォスター エレクトリック(シンガポール)Pte. Ltd.	千米ドル 5,000	100.0	スピーカ製品の販売	シンガポール
PT フォスター エレクトリック インドネシア	千米ドル 9,550	(間接所有) 100.0	清算手続中	インドネシア
フォスター エレクトリック(ティラワ)Co.,Ltd.	千米ドル 7,000	(間接所有) 100.0	スピーカ製品の製造	ミャンマー
フォスター エレクトリック(タイランド)Ltd.	千タイバツ 10,000	(間接所有) 100.0	スピーカ製品等の販売	タイ
フォスター エレクトリック パナンSDN. BHD.	千リンギット 1	(間接所有) 100.0	調達関連サービスの提供	マレーシア

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出資比率(%)	主要な事業内容	所在地
FSK (タイランド) Co., Ltd.	千タイバーツ 137,000	100.0	スピーカ部品の製造・販売	タイ
フォスター エレクトリック(ユー.エス.エー.), Inc.	千米ドル 18,000	100.0	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品等の輸入販売	アメリカ
フォスター エレクトリック(ヨーロッパ)GmbH	千ユーロ 4,000	100.0	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品等の輸入販売	ドイツ
フォスター エレクトリック(ハンガリー)Kft.	千ユーロ 3,010	(間接所有) 100.0	スピーカ製品、スピーカ部品等の製造	ハンガリー
ESTec コーポレーション	百万ウォン 5,455	64.1	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品の販売	韓国
ESTec Electronics (JIAXING) Co., Ltd.	千米ドル 7,050	(間接所有) 64.1	スピーカ製品の製造・販売	中国
ESTec VINA Co., Ltd.	千米ドル 9,020	(間接所有) 64.1	スピーカ製品の製造・販売	ベトナム
ESTec Phu Tho Co., Ltd.	千米ドル 8,000	(間接所有) 64.1	スピーカ製品の製造・販売	ベトナム
ESTec America Corporation	千米ドル 50	(間接所有) 64.1	スピーカ製品の輸入販売	アメリカ
ESTec ジャパン株式会社	百万円 60	(間接所有) 64.1	スピーカ製品の輸入販売	東京都 三鷹市
ESTec Electronics India Private Limited	千米ドル 6,000	(間接所有) 64.1	スピーカ製品の製造・販売	インド

- (注) 1. 当期中において、FSK (タイランド) Co., Ltd.は、増資及び減資を行い資本金が137,000千タイバーツとなりました。
2. 当期中において、フォスターエレクトリック(ヨーロッパ)GmbHは、5,000千ユーロの増資を行いました。なお、増資額は全額資本準備金に組入れております。
3. 当期中において、フォスターエレクトリック(ハンガリー)Kft.は、4,933千ユーロの増資を行いました。なお、4,932千ユーロは資本準備金に組入れております。
4. 2025年11月、ESTec コーポレーションの99%出資によりESTec Electronics India Private Limitedを設立しました。
5. ESTec Electronics (JIAXING) Co., Ltd.、ESTec VINA Co., Ltd.、ESTec Phu Tho Co., Ltd.、ESTec America Corporation、ESTec ジャパン株式会社、ESTec Electronics India Private Limitedの株式はESTec コーポレーションが100%保有しています。

(6) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

電子機器、音響機器及びその部品の製造、輸出入並びに販売

(7) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社の営業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都昭島市
大 阪 オ フ ィ ス	大阪府大阪市
静 岡 オ フ ィ ス	静岡県静岡市

② 重要な子会社の主要な営業所及び工場

前記 (5) 重要な子会社の状況をご参照ください。

(8) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人数

使 用 人 数(名)	前期末比増減(名)
16,260	654増

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であります。
2. 上記の使用人数には広州豊達電機有限公司が製造を委託しております広州市番禺区旧水坑豊達電機廠の使用人数1,272名を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数(名)	前期末比増減(名)	平 均 年 齢(歳)	平均勤続年数(年)
454	14増	43.3	14.2

- (注) 使用人数には、臨時雇用者（パートタイマー等）を含みません。
なお、当期中における臨時雇用者の平均雇用人員数は83名であります。

(9) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額(百万円)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,229
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,178
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,952

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 25,000,000株 (自己株式 2,325,393株を含む)
- (3) 総株主の議決権の数 226,609個
- (4) 株主数 6,247名 (前期末比 2,537名減)
- (5) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数(千株)	持株比率(%)
BRIDGESTREAM LIMITED, AS TRUSTEE OF AXC STRATEGIC OPPORTUNITIES	3,440	15.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,537	11.19
BRIDGESTREAM LIMITED, AS TRUSTEE OF AXC STRATEGIC OPPORTUNITIES	2,224	9.81
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC	1,406	6.20
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,016	4.48
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	945	4.17
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	747	3.30
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	713	3.15
立 花 証 券 株 式 会 社	459	2.03
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	405	1.79

- (注) 1. 当社は、自己株式 (2,325,393株) を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、株式給付信託 (BBT-RS) が保有する当社株式 206,800株を含んでおりません。
3. 2026年3月30日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、Axiom Capital Pte. Ltd.が2026年3月24日現在で以下の株式を保有されている旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
Axiom Capital Pte. Ltd.	5,665株	22.66%

4. 2026年2月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、Asset Value Investors Limitedが2026年2月10日現在で以下の株式を保有されている旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
Asset Value Investors Limited	1,505株	6.02%

(6) 当事業年度中に会社役員に対する職務執行の対価として交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	29,600株	5名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3. 会社役員に関する事項 (5) 取締役及び監査役の報酬等 ② 取締役及び監査役の報酬等の額等」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岸 和 宏	代表取締役社長CEO	
望 月 昭 人	取締役副社長CFO グローバルコーポレートサポート本部長	
三 浦 広 貴	専 務 取 締 役 技術本部長／フェロー	
高 原 泰 秀	常 務 取 締 役 営業本部長 兼 アジア統括	
金 井 直 樹	取 締 役 製造本部長	
松 本 実	取 締 役 筆頭独立社外取締役	松本実公認会計士事務所所長 税理士法人寺田会計代表社員 artience株式会社 社外取締役（監査等委員）
中 条 薫	取 締 役	株式会社SoW Insight 代表取締役社長 伊藤忠食品株式会社 社外取締役 UBE三菱セメント株式会社 社外取締役
江 連 淑 人	取 締 役	メタウォーター株式会社 エグゼクティブ アドバイザー 学校法人国際基督教大学 理事
田 中 達 人	常 勤 監 査 役	田中達人公認会計士事務所所長
木 本 聡 子	監 査 役	
大 上 有衣子	監 査 役	JLX PARTNERS法律事務所・外国法共同 事業所属 株式会社柿安本店 社外取締役 ソースネクスト株式会社 社外取締役
野 村 有季子	監 査 役	ユーピーアール株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 松本 実氏、中条 薫氏及び江連淑人氏は、社外取締役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役 木本聡子氏、大上有衣子氏及び野村有季子氏は、社外監査役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役 田中達人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外監査役 木本聡子氏は、長きにわたる税務行政経験を有しており、税務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外監査役 大上有衣子氏は、弁護士資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外監査役 野村有季子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 2025年6月25日開催の第91期定時株主総会終結の時をもって、後藤康浩氏は取締役を任期満了により退任いたしました。また、同総会において、江連淑人氏が新たに取締役に選任され、野村有季子氏が新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

8. 社外取締役 江連淑人氏は、2026年3月31日をもって、メタウォーター株式会社のエグゼクティブアドバイザーを退任しました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役とは、当社定款の定めに基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役 岸 和宏氏、望月昭人氏、三浦広貴氏、高原泰秀氏、金井直樹氏、松本 実氏、中条 薫氏、江連淑人氏、及び監査役 田中達人氏、木本聡子氏、大上有衣子氏、野村有季子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、会社役員がその職務を執行するにあたり、悪意または重過失があった場合には補償の対象としないこととしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であります。また、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、当該決定方針は、あらかじめ報酬諮問委員会にて十分審議されております。なお、取締役の個人別の報酬内容に関しまして、取締役会は、独立社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会が当該決定方針に基づいて十分な審議のもと決定し、報酬総額を取締役会に上程していることを確認しております。

従って取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容及び決定方法が、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

■基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（以下、「業績報酬」と称する）及び役位に応じた株式報酬（以下、「役位別株式報酬」と称する）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うものとする。

■基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

基本報酬は、毎月一定額を固定的に支給する現金報酬とし、報酬内規に役位ごとの金額を定めるものとする。報酬内規に定めた基本報酬は、定期的にベンチマーク調査を実施し、業種や企業規模等も勘案し、役位別に報酬水準の妥当性を検証し決定するものとする。

■業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

＜業績連動報酬（業績報酬）＞

業績報酬は、単年度の業績達成度に応じて支給額が変動する現金報酬とし、下記決定方法に基づき決定された各取締役の業績報酬の合計金額を年額として、毎月案分して支給するものとする。業績に対する責任を明確にするため、連結営業利益を基本的な指標とする。

業績報酬の金額の決定方法については、まず、当社連結営業利益にあらかじめ定めた役員区分別の利益分配率を乗じ、全社業績貢献分としての業績報酬基準額を算出する。

さらに、代表取締役を除く、全社内取締役につき、非財務的な貢献度やコンプライアンスへの取り組みなどの個人別定性評価を実施し、業績報酬を加減算することで最終的な業績報酬の金額を算出するものとする。

なお、個人別の定性評価に基づく加減算は、CEOが各社内取締役より提出された自己評価票をレビューした上で各社内取締役の加減算案を報酬諮問委員会に提案し、同委員会において決定するものとする。

＜役位に応じた株式報酬（役位別株式報酬）＞

役位別株式報酬は、役位に応じて交付株式数を決定する信託型の株式報酬とする。株式報酬とすることで、株主と価値共有を図り、中長期的な企業価値向上を目指すインセンティブとして機能することを目指す。

役位別株式報酬による交付株式数の決定方法については、毎年、役位に応じたポイントを各取締役に付与することとする。

なお、株式報酬にかかる株式の実際の交付は、毎年一定の時期とし、当社における役員たる地位の全てを退任するまでの間、譲渡等による処分が制限される。

■金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬（金銭報酬）、株式報酬（非金銭報酬等）とし、報酬諮問委員会において種類別の報酬割合及び取締役の個人の報酬割合の検討を行う。取締役会は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された報酬等の内容を決定することとする。

■取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の公正かつ透明性ある報酬の決定や処遇等を図るべく、取締役の報酬体系・基準・方針及び個人別の報酬内容については、取締役会より委任をうけた報酬諮問委員会が、株主総会決議による報酬限度額及び報酬内規で定める範囲内で決定することとする。

報酬諮問委員会を構成する各委員は、取締役及び社外取締役等より定め、その員数は、7名以内とする。
なお、同委員会の権限が適切に行使されるようにするための措置として、同委員会の委員長は独立社外取締役より選任され、副委員長は委員長が任命する。加えて同委員会が適切に運営されているかを担保するため監査役がオブザーバーとして出席することとする。

■社外取締役の報酬

監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うものとする。当該基本報酬は、報酬諮問委員会で各社外取締役の年額を決定し、毎月案分して支払うものとする。

② 取締役及び監査役の報酬等の額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			員 数
		基 本 報 酬	業績連動報酬	役位に応じた 株式報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	302 (23)	190 (23)	43 (-)	69 (-)	9 名 (4 名)
監 査 役 (うち社外監査役)	44 (25)	44 (25)	- (-)	- (-)	4 名 (3 名)
合 計 (うち社外役員)	346 (48)	234 (48)	43 (-)	69 (-)	13名 (7 名)

- (注) 1. 上記報酬及び員数には、2025年6月25日開催の第91期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました取締役後藤 康浩氏への報酬分を含みます。
2. 当事業年度に係る業績連動報酬に関する業績指標は、連結営業利益です。その選定理由は、連結営業利益の引き上げを重要課題と認識しているためであります。なお、当事業年度に係る業績連動報酬等の算出の基礎とする 前期の連結営業利益は6,796百万円であります。また、業績連動報酬等の額の算定方法につきましては、上記「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」の「＜業績連動報酬（業績報酬）＞」に記載のとおりであります。
3. 当社の役位に応じた株式報酬等は、職務執行における役位に応じた株式報酬であります。7月1日時点の役位に応じて毎年ポイントを付与し、当該ポイントに応じ毎年一定の時期に株式交付を行います。当社における役員たる地位の全てを退任するまでの間、当該株式の譲渡等による処分が制限されるものであります。また、当該株式報酬等の数の算定方法につきましては、上記「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」の「＜役位に応じた株式報酬（役位別株式報酬）＞」に記載のとおりであります。 なお、当事業年度中における株式の交付状況は「2. (6) 当事業年度中に会社役員に対する職務執行の対価として交付した株式の状況」に記載しております。上記記載の額は、 社外取締役を除く取締役5名への役位に応じた株式報酬等として費用計上した金額であります。
4. 当社の取締役及び監査役の報酬限度額は、2006年6月22日開催の第72期定時株主総会において取締役が年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役が年額60百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名、監査役の員数は3名であります。
5. 上記の報酬限度額とは別枠で、2025年6月25日開催の第91期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役（及び執行役員）に対する株式報酬制度を、「株式給付信託（BBT）」から「株式給付信託（BBT-RS）」に移

行し、1事業年度当りに付与されるポイント数の合計を、80,000ポイント（うち、取締役分60,000ポイント）を上限とする旨、決議いただいております（1ポイント当たり当社普通株式1株に換算）。なお、当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名であります。

6. 当社は、取締役の公正かつ透明性ある報酬の決定や処遇等を図るべく、報酬諮問委員会を設置し、同委員会に対し、取締役の個人別の報酬等の内容について、上記株主総会決議による報酬限度額及び報酬内規で定める範囲内で決定することを委任しております。また、同委員会の権限が適切に行使されるようにするための措置として、同委員会の委員長を独立社外取締役より選任し、副委員長は委員長が任命しております。また、同委員会が適切に運営されているかを担保するため監査役がオブザーバーとして出席しております。

当事業年度における委員会の構成員は、次のとおりです

（構成員及び取締役の地位及び担当）

委員長：松 本 実（社外取締役）
 副委員長：中 条 薫（社外取締役）
 委 員：岸 和 宏（代表取締役社長CEO）
 委 員：望 月 昭 人（取締役副社長CFO グローバルコーポレートサポート本部長）
 委 員：江 連 淑 人（社外取締役）
 オブザーバー：木 本 聡 子（社外監査役）

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
取締役	松本 実	松本実公認会計士事務所所長 税理士法人寺田会計代表社員 artience株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役	中条 薫	株式会社SoW Insight 代表取締役社長 伊藤忠食品株式会社 社外取締役 UBE三菱セメント株式会社 社外取締役
取締役	江連淑人	メタウォーター株式会社 エグゼクティブアドバイザー 学校法人国際基督教大学 理事
監査役	大上有衣子	JLX PARTNERS法律事務所・外国法共同事業所属 株式会社柿安本店 社外取締役 ソースネクスト株式会社 社外取締役
監査役	野村有季子	ユーピーアール株式会社 社外取締役

(注) 各社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	松本 実	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、公認会計士としての豊富な経験から培われた専門的見地から、取締役会決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、社外取締役に期待する役割に関しましても、その専門的知見を活かし、当社の業務執行の監督・提言を行っております。さらに指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長として、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に主導的に関与しております。
取締役	中条 薫	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、経営者やAI、ダイバーシティに関する専門的見地から取締役会決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、社外取締役に期待する役割に関しましても、それらの専門的知見を活かし、当社の業務執行の監督・提言を行っております。さらに指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に積極的に関与しております。
取締役	江連淑人	2025年6月25日就任以降に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、企業経営者としての豊富な経験から培われた専門的見地から、取締役会決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、社外取締役に期待する役割に関しましても、その専門的知見を活かし、当社の業務執行の監督・提言を行っております。さらに指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に積極的に関与しております。
監査役	木本聡子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会9回のうち9回に出席し、主に税務行政を通じて培われた知識や経験に基づき発言を行っております。
監査役	大上有衣子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会9回のうち9回に出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から発言を行っております。
監査役	野村有季子	2025年6月25日就任以降に開催された取締役会10回のうち10回、監査役会6回のうち6回に出席し、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬（百万円）	非監査業務に 基づく報酬（百万円）	監査証明業務に 基づく報酬（百万円）	非監査業務に 基づく報酬（百万円）
提出会社	65	—	59	—
連結子会社	—	—	—	—
計	65	—	59	—

② 会計監査人と同一のネットワークに対する報酬（①を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬（百万円）	非監査業務に 基づく報酬（百万円）	監査証明業務に 基づく報酬（百万円）	非監査業務に 基づく報酬（百万円）
提出会社	—	—	—	—
連結子会社	85	1	96	1
計	85	1	96	1

(注) 1.三優監査法人と同一のネットワーク(BDO International)に対する報酬の内容を記載しております。

(前連結会計年度)

連結子会社における非監査業務の内容は、税務関連業務です。

(当連結会計年度)

連結子会社における非監査業務の内容は、税務関連業務です。

2.当社と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

3.当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表した「会計監査人との連携に関する実務指針」に基づき策定した監査役監査基準を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

連結計算書類

連結貸借対照表（2026年3月31日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	83,529	流 動 負 債	31,675
現 金 及 び 預 金	20,235	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	14,931
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	25,998	短 期 借 入 金	5,853
電 子 記 録 債 権	755	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	600
有 価 証 券	426	未 払 金	3,348
製 品	17,575	リ ー ス 債 務	439
原 材 料	10,945	未 払 法 人 税 等	1,139
仕 掛 品	1,667	未 払 費 用	3,369
貯 蔵 品	496	賞 与 引 当 金	659
未 収 入 金	2,243	そ の 他	1,333
前 渡 金	441	固 定 負 債	3,642
そ の 他	2,804	長 期 借 入 金	1,050
貸 倒 引 当 金	△61	繰 延 税 金 負 債	846
固 定 資 産	28,715	リ ー ス 債 務	1,024
有 形 固 定 資 産	24,249	退 職 給 付 に 係 る 負 債	130
建 物 及 び 構 築 物	7,722	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	14
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	7,354	株 式 給 付 引 当 金	20
工 具 器 具 及 び 備 品	2,374	そ の 他	555
土 地	3,581	負 債 合 計	35,318
建 設 仮 勘 定	3,216	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	488	株 主 資 本	52,728
ソ フ ト ウ ェ ア	346	資 本 金	6,770
そ の 他	141	資 本 剰 余 金	7,036
投 資 そ の 他 の 資 産	3,977	利 益 剰 余 金	42,744
投 資 有 価 証 券	1,957	自 己 株 式	△3,822
長 期 前 払 費 用	96	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	14,977
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,292	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	930
繰 延 税 金 資 産	454	為 替 換 算 調 整 勘 定	14,255
そ の 他	176	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△207
資 産 合 計	112,244	非 支 配 株 主 持 分	9,220
		純 資 産 合 計	76,926
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	112,244

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		134,910
売上原価		111,265
売上総利益		23,645
販売費及び一般管理費		15,975
営業利益		7,670
営業外収益		
受取利息	293	
受取配当金	61	
為替差益	345	
雑収入	273	974
営業外費用		
支払利息	358	
経済補償金	94	
持分法による投資損失	56	
雑損失	133	642
経常利益		8,002
特別利益		
投資有価証券売却益	392	392
税金等調整前当期純利益		8,395
法人税、住民税及び事業税	2,090	
法人税等調整額	△208	1,882
当期純利益		6,513
非支配株主に帰属する当期純利益		1,561
親会社株主に帰属する当期純利益		4,951

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

計 算 書 類

貸 借 対 照 表 (2026年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	23,190	流 動 負 債	21,819
現 金 及 び 預 金	858	買 掛 金	12,082
電 子 記 録 債 権	426	短 期 借 入 金	7,337
売 掛 金	17,256	1年内返済予定の長期借入金	600
製 品	3,232	未 払 金	711
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	123	未 払 法 人 税 等	162
前 払 費 用	48	未 払 費 用	196
短 期 貸 付 金	1,103	賞 与 引 当 金	602
未 収 入 金	139	そ の 他	127
そ の 他	1	固 定 負 債	2,680
固 定 資 産	20,361	長 期 借 入 金	1,050
有 形 固 定 資 産	3,397	株 式 給 付 引 当 金	20
建 物	1,323	繰 延 税 金 負 債	628
構 築 物	1	債 務 保 証 損 失 引 当 金	958
機 械	69	そ の 他	23
車 両 運 搬 具	0	負 債 合 計	24,499
工 具 器 具 及 び 備 品	104	(純 資 産 の 部)	
土 地	1,853	株 主 資 本	18,122
建 設 仮 勘 定	43	資 本 金	6,770
無 形 固 定 資 産	187	資 本 剰 余 金	6,997
ソ フ ト ウ ェ ア	137	資 本 準 備 金	6,896
そ の 他	49	そ の 他 資 本 剰 余 金	101
投 資 そ の 他 の 資 産	16,777	利 益 剰 余 金	8,177
投 資 有 価 証 券	1,872	利 益 準 備 金	373
関 係 会 社 株 式	13,075	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,803
長 期 貸 付 金	2,079	別 途 積 立 金	4,700
前 払 年 金 費 用	682	繰 越 利 益 剰 余 金	3,103
そ の 他	11	自 己 株 式	△3,822
貸 倒 引 当 金	△943	評 価 ・ 換 算 差 額 等	930
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	930
資 産 合 計	43,552	純 資 産 合 計	19,052
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	43,552

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		60,106
売上原価		54,832
売上総利益		5,273
販売費及び一般管理費		4,593
営業利益		680
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,180	
為替差益	22	
貸倒引当金戻入益	1,353	
雑収入	25	3,583
営業外費用		
支払利息	344	
債務保証損失引当金繰入額	85	
雑損失	32	462
経常利益		3,800
特別利益		
投資有価証券売却益	392	392
特別損失		
関係会社株式評価損	1,516	1,516
税引前当期純利益		2,677
法人税、住民税及び事業税	176	
法人税等調整額	△5	170
当期純利益		2,506

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

フォスター電機株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 増 田 涼 恵
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 工 藤 博 靖
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フォスター電機株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォスター電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

フォスター電機株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 増 田 涼 恵
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 工 藤 博 靖
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フォスター電機株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第92期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また、子会社に赴きその業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

フォスター電機株式会社 監査役会

常勤監査役 田 中 達 人

社外監査役 木 本 聡 子

社外監査役 大 上 有衣子

社外監査役 野 村 有季子

以 上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	証券会社に口座をお持ちの場合		特別口座の場合
株主総会	6月	郵便物送付先	株式をお預けの証券会社にお問い合わせください	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行証券代行部
基準日	定時株主総会 3月31日 期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日	電話お問い合わせ先		みずほ信託銀行証券代行部 ☎0120-288-324 (土・日・祝日を除く) 9:00~17:00
単元株式数	100株	未払配当金の支払請求		
株主名簿管理人事務取扱場所	みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号		みずほ信託銀行及びみずほ銀行	

株式が「特別口座」に眠っていませんか？

1. 「特別口座」について

2009年1月に法令により株券の電子化が実施されましたが、その際、証券会社の口座に預けられていなかった当社株式については、現在、みずほ信託銀行にある「特別口座」で管理されています。

制度上、「特別口座」に管理されているままでは、証券市場で株式を売買することができない等の制約がございます。ご所有の株式が「特別口座」で管理されている株主様におかれましては、証券口座への振替をお願いいたします。

お心当たりございませんか？

- お手元に株券がある
(証券会社に株式を預けていない)
- 配当金のご連絡通知に記載されている株式数と、証券会社に預けている株式数が一致しない

お心当たり
ございましたら

株式が
「特別口座」で
管理されている
可能性が
ございます

◆ご所有の株式が「特別口座」で管理されているかご不明な株主様は、みずほ信託銀行証券代行部（☎0120-288-324）までお問い合わせください。

2. 「特別口座」にある株式の証券口座への振替方法

証券会社に口座を開設する。

すでに証券会社に株式の取扱いができる口座をお持ちであれば、新たに開設していただく必要はありません。

みずほ信託銀行に振替用の請求用紙
「口座振替申請書」を請求する。

請求用紙に必要事項を記入・押印して
みずほ信託銀行に送付する。

これで手続きは完了です。

証券会社の口座に株式が振替われます。

単元未満株式の買取請求のご案内

当社の単元株式数は100株となっておりますので、単元未満株式（1～99株）については、証券市場で売買することができませんが、当社に対して買取請求を行なうことができます。

●買取制度の例（60株ご所有の場合）

現在ご所有の単元未満株式

60株

(単元未満株式)

買取請求制度

当社株式60株を市場価格で当社へ売却し、代金を受領する。

60株

(単元未満株式)

¥

¥

¥

第92期定時株主総会会場ご案内図

開催日時

2026年6月25日(木曜日)

午前10時 開会 (受付開始予定: 午前9時)

会場

東京都昭島市つつじが丘一丁目1番109号
フォスター電機株式会社 1階大ホール
TEL: 042-546-2311



交通のご案内

- JR青梅線 昭島駅北口より徒歩約12分
- ※株主総会専用の駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



- ご来場にあたり、車椅子のサポート、座席への誘導等のサポートが必要な場合はお手伝いをさせていただきますので、当日受付でお申し出ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。